

4月から外来でも「限度額適用認定証」が使えます!

世帯全員が住民税非課税の後期高齢者(75歳以上)の人には入院の際、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請により交付しています。

今までは、1か月の外来診療の窓口負担が自己負担限度額(下表)を超えた場合、数か月後、後期高齢者医療広域連合から高額療養費として還付(口座振込)されていました。

平成24年4月1日から高額な外来診療を受ける際にも、窓口でひと月の同一医療機関(病院、診療所、保険薬局ごと)の支払いを限度額までに抑えられるようになります。

◆自己負担限度額(月額)

負担区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円]※
一般	12,000円	44,400円
低所得者	区分Ⅱ*	24,600円
	区分Ⅰ*	15,000円

*区分Ⅱ…世帯全員が市民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)

*区分Ⅰ…次の①、②のいずれかに該当する人

①世帯全員の所得額が0円である世帯に属する人(公的年金等控除額は80万円として計算します。)

②世帯全員が市民税非課税である世帯に属し、老齢福祉年金受給者である人

*[]は、過去12か月以内に4回以上高額療養の支給を受けた場合の、4回目以降の限度額

非課税世帯の人が交付の対象です。該当するか不明な場合は、お問合せください。

●手続きに必要なもの 後期高齢者医療被保険者証 (代理申請:身分確認書類・印鑑)

※既に入院のために「限度額適用認定証」を受領されている人は、お手持ちの認定証を有効期限までお使いいただけます。新たに申請を行う必要はありません。

◆問合せ先 福岡県後期高齢者医療広域連合
小郡市役所 国保年金課 ☎ 092651-3111
☎ 72-2111 内線422

後期高齢者医療広域連合からのお知らせ～健康診査～

福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の予防および早期発見・早期治療を目的として、健康診査を実施いたします。

被保険者全員及び4月に75歳になる人には、4月下旬に受診票とお知らせを送付します。

5月以降に75歳になる人には、誕生月の10日前後に受診票を発送しますので、誕生日以降に受診してください。

●受診対象者 被保険者

ただし、予防等が目的なので、がん、脳血管疾患、心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、心臓病などの治療を受けている人などは対象者となりません。

●受診期間

平成24年4月下旬から平成25年3月31日まで

●受診方法

健康診査の実施機関(同封の一覧参照)で個別に電話予約のうえ受診してください。

●受診する時に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証・受診票・自己負担金(1人500円)

●問合せ先 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ 092651-3111

後期高齢者医療に加入しているみなさんへ

◆後期高齢者医療の保険料についてお知らせします！◆

◆平成24年度及び平成25年度の保険料率が決まりました。

	平成22・23年度	平成24・25年度	増減
所得割率	9.87%	10.88%	1.01%増
均等割額	52,213円	55,045円	2,832円増
賦課限度額	50万円	55万円	5万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に一度改定されます。

◆保険料額の算出方法

被保険者ごとの保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等^(※1)に応じて負担する「所得割額」との合計額です。

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額} 55,045\text{円} + [\text{総所得金額等} - 33\text{万円}] \times \text{所得割率} 10.88\%$$

※ 1

※1 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

◆平成24年度の保険料軽減措置

○世帯^(※2)の所得等に応じて、保険料均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の 軽減対象所得金額 ^(※3) の合計額
9割軽減	5,504円	「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」
8.5割軽減	8,256円	33万円以下
5割軽減	27,522円	「33万円+24万5千円×世帯主を除く被保険者数」以下
2割軽減	44,036円	「33万円+35万円×被保険者数」以下

※2 「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入された人等はその時点)が基準となります。

※3 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

○被保険者の所得に応じて、保険料所得割額が軽減されます。

5割軽減	総所得金額等が91万円以下 ^{※4}
------	-----------------------------

※4 例えば年金受給時満65歳以上で公的年金収入のみで211万円以下の場合です。

○後期高齢者医療に加入する前日まで被用者保険^(※5)の被扶養者^(※6)であった人

均等割額が9割軽減されます。(所得割額は、かかりません。)	軽減後の保険料 年額5,504円
-------------------------------	------------------

※5 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※6 被用者保険の被保険者は該当しません。

◆保険料額の通知について

保険料額の詳細が記載された、「平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」は、7月に送付予定です。